

令和4年 第10回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和4年9月26日 午後 1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和4年9月26日 午後 1時55分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 10名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	○			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	2 番	澤田 英雄		3 番	佐伯 昌彦	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R4.9.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和4年第10回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、10名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、2番の澤田英雄委員及びに、3番の佐伯昌彦委員お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1	議長 議長	次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「洞爺湖町の下限面積を次のとおり設定することについて」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	3番委員 事務局長	下限面積を定める理由がわからないのですが。 新規就農者等が入った場合に耕作面積以上に農地を持たないと就農できないというルールがありその面積が2ha以上となります。ただ、道内で集約的農業をやっている地域があった場合2haを下回る下限面積を設定してもいいというルールがあり、洞爺湖町は2つの条件に合っているかどうかを審議いただいたということになります。
	議長 議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第1号「洞爺湖町の下限面積を次のとおり設定することについて」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「洞爺湖町の下限面積を次のとおり設定することについて」の件を、可と決定いたします。
議案2	議長	次に、議案第2号「現況証明の願い出について」の件を、を議題といたします。
	議長 事務局長 議長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました西岡正雄委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	西岡委員長	9月15日に田中委員、毛利委員、私、片岸局長、近藤局員、

議 事 の 経 過 (R4.9.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長 7 番委員 事務局長 議長 3 番委員 事務局長 議長 3 番委員 事務局長 3 番委員 事務局長 3 番委員 事務局長 3 番委員 事務局長 3 番委員	■■■■■ 現地を調査しました。太い木などが生えており 50 年近く耕作していないとのことで農地としては難しいとの判断に至りましたので報告いたします。 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 周りの地目は畑なのでしょうか。分譲地と思いますが周りも地目は変更かかっていないのですか。 建物が建っていないため地目に変更できない状態でした。あと、町道との段差が激しく侵入口が作れない状況で、家を建てるのは大変だという立地条件でした。 (他に、質疑はございませんか。) 細分化されているのは農地ということですか。 昭和 40 年後半から 50 年前半に ■■■■■ で宅地分譲を行っている場所が多数あり、分譲を行って農地法の許可は取っている場所なのですが、建物を建てないと地目をすぐには変えられないと、現状が変わってないので。ただ、今の現状は周辺に木が生い茂っていますので、相続で受けたときに初めて家族の方が分かるので申請にこられるという状況です。この他、 ■■■■■ ■■■■■ にも同じような場所がございます。 (他に、質疑はございませんか。) 私の中で整合性が取れないのですが、これは耕作放棄地とは言わないのですか。 言わないです。農地法の許可を取って売買されているので。地目は農地ですか。 地目上は農地ですが、現況は西岡委員が見ていただいたとおり畑として使える状態ではないので、農業委員会としては本来地目を変えてくださいと指導しなければならない申請地が未だに地目を変更されていないという状況です。 全国にこのような場所はあるのですか。 都市型の場所に近い、昭和 40 年代後半とか不動産売買が盛んだったときにそのようなことをやったところが多かったのです。 統計上 40 万 h a くらいあるという耕作放棄地には含まれていないのか。 含まれていないです。最初から許可を取って農地以外と整理している土地なので。 ここの問題は、統計を見るときに耕作放棄地 40 万 h a よりもあると理解するのが正解ですか。 地目上農地で変更されていない土地はあるが、農地としては見えていないということです。 農地としては見てないが地目上は農地で、耕作放棄地としては

議 事 の 経 過 (R4.9.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	事務局長	カウントされていないということか。 農業委員会で農地と判断するのは現況主義なので、現場に行つてそこが農地として利用すべき土地かどうかということで農地か農地ではないかを判断します。ですので、現況農地ではない状態であれば農業委員会として農地と見なくていいというものですので、全国的にある遊休農地の面積というのは本来農地として使われるべき、先月議論となった■■■■の牧草畑で耕作がされていない、牧草を刈っていない場所であればそこは遊休農地という判断となります。現況主義だという基本の考えと見ていただければ。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	4 番委員	今言われたものに対して我々がわざわざ見に行くようなものではないような気がするのだが、地目が農地だという判断ですよ。宅地分譲した時点で農地でないのだから何とかできないものか。
	事務局長	法務局が認めないのです。農地法で許可を出すのですが宅地になるには建物が建たない限り宅地とは表示できないのです。農家住宅でもそうなのですが、4 条、5 条で許可を農業委員会が出すのですが、建物が完成して建ってしまったからではないと地目を畑以外にできないのです。法務局としてはそういう見方をします。法務局も現況を見ます。許可を出して後で農業委員が見に行くことがあるのですがそれは農業委員会のサービス行為となります。現況を見て現況証明願いに印鑑を押して農業委員会が出すのですが、それを法務局が見た時点で、本来は法務局の職員が現場に行つて見るものなのですが、農地の場合は所管の地元の農業委員会が事務処理要領の中で農業委員が最低でも 3 人で確認し農地以外と現況を見たものに関しては現況証明を出せる。事務処理要領なので法律に基づいて事務のルールを作っておりそれに基づいて行っているものなのでご理解いただければと思います。農地法の権原は持っているのですが、地目の変更は法務局の権原になります。なので、法務局の事務処理に基づいて行っていく、その参考として農業委員会の証明書を添付するということになります。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 4 年第 1 0 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。